

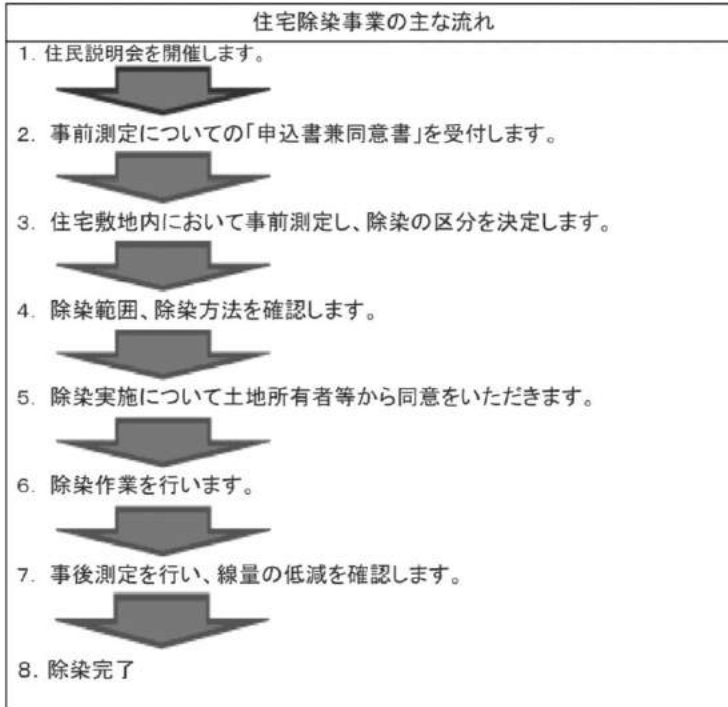
## 住宅除染事業の事前測定が始まります

町では、これまで公共施設等の除染を優先して実施してまいりましたが、この度除染により発生した除去土壌等の仮置場が一部完成しましたので、住宅の除染事業を始めていきます。

これに伴い、これまでのモニタリング調査の結果から、比較的放射線量が高いと思われる、沢口・鉄炮町・大山田・下真弓・上真弓・岡・杉目・菅谷・高田の9地区より先行的に除染の実施を判断するための事前測定を行います。

それ以外の地区においても、順次事業を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 住宅除染事業の主な流れ



### 2. 事前測定による除染の区分

事前測定による除染の区分	
空間放射線量率の平均値	除染の区分
0.23 $\mu$ Sv/h以上	・面的除染 対象範囲全体の除染を実施します。
0.23 $\mu$ Sv/h未満の場合で局所的に高い地点が確認できた場合	・局所除染 局所的に空間放射線量率が高い地点の除染を行います。
0.23 $\mu$ Sv/h未満及び局所的に高い地点も確認できなかった場合	・除染対象外 除染を実施できません。

※測定の高さ……地上から1m

※事前測定とは……

住宅敷地内において、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される生活空間5地点程度の空間放射線量率を測定し、その平均値を基に除染の区分を決定します。

このページに関する情報

このページに関するお問い合わせ

新地町役場 町民課 生活環境係  
〒979-2792  
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30  
電話：0244-62-2116  
FAX：0244-62-3194  
[メールでのお問い合わせ](#)